

1月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年1月9日（金）13時00分～14時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 第1委員会室

会議の内容

- 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
- 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
- 議第4号 事業計画変更承認申請について
- 議第5号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出
- 議第6号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 斎田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 究夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 5 北村 正敏 | 9 斎田 忠彦 | 10 田口 友朗 | 11 西澤 育男 |
| 13 杉本 久夫 | 18 木村 正彦 | 19 前田 善隆 | |

会議に欠席した農業委員

- 7 伴 孝子 副会長

会議に欠席した農地利用最適化推進委員

- 3 小川 英志

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

- 局長 林 達也 副主幹兼農地係長 若園 基史 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 若園 基史

○ 議長 (田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから 1 月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

伴 孝子 副会長 から欠席、中川 嘉和 農業委員、および月田 晴男 農業委員から遅参する旨の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

5 北村 正敏 9 西田 忠彦 10 田口 友朗 11 西澤 育男
13 杉本 久夫 18 木村 正彦 19 前田 善隆

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。18番 西川 末美 委員、19番 月田 晴男 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を昨年末 12 月 26 日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 北川 悟 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (若園 副主幹)

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第4号 事業計画変更承認申請について
議第5号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出
議第6号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

でございます。

○ 議長 (田中 金二)

【3条申請審議】

それでは、議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 (若園 副主幹)

3条 1番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、南中学校から東へ200mほどのところに位置します。

譲渡人は、農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられました。一方、譲受人は、これまで宇尾町内で水稻をされていましたが、今後、可能であれば規模拡大したいと思っていたところ、今回、両者の間で売買の話がまとまりました。

譲受人の住居は、申請地から車で15分程度であり、従来から耕作をされていることから常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においては、現在、譲受人が将来の耕作者となるよう変更予定であり、地域計画の達成に支障が生ずることはないものと思われます。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの件について 木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長 (田中 金二)

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局 (若園 副主幹)

3条 2番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、上平流集落から東へ200mほどのところに位置します。

譲渡人は農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、申請地の西隣りで農業機械の販売店を営む譲受人との間で売買する話がまとまりました。

譲受人は、申請地においては水稻の耕作をする予定であり、また販売する農業機械の実演圃場としても使用される計画とのことで常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においては、現在、譲受人が将来の耕作者となるよう変更予定であり、地域計画の達成に支障が生ずることはないものと思われます。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの件について西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

特に問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、下稻葉町集落の西側と上稻葉町集落の南側にそれぞれ位置します。

譲渡人は、元々は上稻葉町集落出身であり、現在は湖南市に居住されているため、農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、この度、譲受人と売買する話がまとまりました。

譲受人は、経営面積約 49 ヘクタールの認定農業者、●●さんの娘にあたり、同認定農業者とは同一経営体で、すでに申請地も耕作および管理されており、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

地域計画上、上稻葉町の農地については、●●さんの耕作エリアとして、本庄町の農地については、申請地を含む一帯が他の認定農業者の耕作エリアとして設定してあるため、引き続き同認定農業者に農作業受委託されるとのことで、いずれも地域計画の達成に支障が生ずることはないものと思われます。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

既に耕作もされており特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長 (田中 金二)

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 (八木 貴大)

4条 1番案件

申請地の転用目的は駐車場です。申請地の北側に隣接する住宅が申請人の実家で、この土地は庭のような場所にあたる場所だったとのことです。自身も土地を離れていることから財産整理を進めていたところ、申請地について農地法の手続きができないことがわかったため、申請に至ったものです。

申請地は、国道306号野田山町交差点から西の山手の方に進み、金毘羅神社等の道向かいに申請地はあります。市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は住宅等が連たんする集落内の土地であるため、第3種農地と判定できます。第3種農地は原則転用が可能となっております。

既に砂利が敷いてゲートもつけてあり、駐車場のようになっています。お寺や神社の駐車場として貸されていたこともあるそうです。

現況のままなので、土地利用図は割愛し、一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、即今は現況のまま駐車場としての利用を考えておられます。隣地の住宅はかなり老朽化しており宅地部分を解体し、売却の検討もされておられま

す。

周辺農地への被害防除措置等について、宅地と道路に囲まれておりますので、農地への影響はありません。土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいている。顛末書の添付もいただいている、今後農地法を遵守する旨誓約をいただいている。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 杉本 久夫 推進委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件

申請地の転用目的は自動車整備工場で、売買による所有権の移転を伴います。

申請人は別法人で横浜と、彦根の県立大学の前で現在外車のパーツ販売等のお店を経営されていますが、このたび事業を拡大し、車の整備工場の建設を検討されたところ、申請地での売買の話がまとまったため、申請に至ったものです。

申請地は、八丁目南北通り沿い、日夏ニュータウンの信号から北に100m程度のところの位置する、市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、住宅に囲まれたエリアとなりますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則許可が可能となります。

では一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を前面道路と同じ高さまで造成し、事務所店舗用と整備工場用の2棟を建設されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、隣地に農地はありませんが、影響の出そうな水路側についてはすべてL字擁壁を設置されます。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と銀行の残高証明書、そして経済産業省が所管する中小企業新事業進出促進補助金の採択通知を添付いただいており、金銭面で問題がないことを確認しております。

南部土地改良区の意見書が添付されておりますほか、各種必要な書類の添付もいたしていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 2番案件

申請地の転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

このエリアについては昭和 50 年頃に土地改良がされており、そこに令和元年頃に市道大藪金田線が完成し、申請地を含めた一帯が分断されました。元々湿田だった部分が、市道完成後はそれらの悪条件がことさら顕著になったようで、雨が降っていないのに水が引かない、トラクターやコンバインが沈んで動けなくなるといったことから、徐々に耕作放棄地が増えてきました。これらのことから譲渡人さんが一帯となって強く売却を要望されており、利便性の良い場所にまとまった資材置場を希望されていた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

申請地は、中地区公民館と旧金城幼稚園に挟まれたエリアの、旧金城幼稚園のすぐ南側に位置しています。市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、現に耕作継続が困難であり、10ha 以上の一団の農地とは一体性を欠いており、第 1 種農地の要件を満たさないため、第 2 種農地に分類されます。第 2 種農地は周辺地域に代替性があれば許可できませんが、周辺は市街化区域の住宅街で空きは無く、調整区域についてはこのエリア以外は第 1 種農地となるため、代替性は無く、許可可能と考えられます。

では一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を造成し、建設資材等を置く場所として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、土地の造成高は乗り入れの接道と同じ高さまでとし、実際に置く山土や碎石も周辺に影響しない位置・高さで置かれます。申請地に東側が農地にあたりますが、土地所有者への事業説明は済んでおられるため、特に問題ありません。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書および銀行の残高証明書を添付いたしております。金銭面で問題がないことを確認しております。

他法令関係について、盛土規制法の対象となりますので、本件と同時並行で県に許可申請をされており、許可が下りるのは早くても今年の夏前ぐらいの見込みです。それまで現場造成工事はできませんが、除草については適切に実施するよう伝えております。

また道路から申請地に水路が走っているため、水路の占用許可申請について手続きを実施するよう指示をしております。

その他、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北村 正敏 推進委員、北村 文尾 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 北村 正敏 推進委員

従来から耕作放棄地となっており、集落としても有り難いと思っている。特に問題ありません。

○ 北村 文尾 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 3番案件

申請地の転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

土地の取り巻く状況につきましては先ほどの 2 番案件と同様のため割愛させていただきます。この譲受人についても、便の良い場所にまとまった資材置場を希望されていたため、譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

立地基準につきましても先程の案件と同一の理由につき、第 2 種農地分類で転用可能となっております。

では一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を造成し、主に宅地造成等で用いる山土を置く場所として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、土地の造成高は乗り入れの接道と同じ高さまでとし、実際に置く山土や碎石も周辺に影響しない位置・高さで置かれます。申請地に東側が農地にあたりますが、土地所有者への事業説明は済んでおられるため、特に問題ありません。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書および銀行の残高証明書を添付いただいており、金銭面で問題がないことを確認しております。

他法令関係について、盛土規制法の対象となりますので、本件と同時並行で県に許可申請をされており、許可が下りるのは早くて今年の夏前ぐらいの見込みです。それまで現場造成工事はできませんが、除草については適切に実施するよう伝えております。

また道路から申請地に水路が走っているため、水路の占用許可申請について手続き

を実施するよう指示をしております。

その他、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北村 正敏 推進委員、北村 文尾 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 北村 正敏 推進委員

特に問題ありません。

○ 北村 文尾 委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

この一帯は資材置き場で転用された後、住宅地などになるのか。

○ 事務局（八木 副主査）

将来的な構想について、考えはあるのかもしれません。今回は、資材置場として利用する転用申請であるため、先ずは資材置場として適正に利用されるのか注視していきます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 4番案件

申請地の転用目的は露天駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。

本件は令和 5 年に許可となった須賀造園の資材置場兼露天駐車場の拡張の話となります。現在こちらの資材置場は既に満杯になってきておりまして、売買の話がまとまりましたため、申請となりました。

申請地は、新海町の湖岸道路沿い、ローソンから 300mほど東近江市側に進んだあたりの、市街化調整区域、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準についてですが、甲種、第 1 から 3 種までのいずれにも該当しないその他農地と分類されることから、第 2 種農地扱いとなります。第 2 種農地は代替性があれば転用が許可できませんが、既存許可分の拡張なので、代替性はなく、許可可能と考えられます。

では、一般基準についてご説明します。利用計画につきましては、既存部分と含め、申請地全体を露天駐車場として使用されます。隣地を令和 7 年 10 月に事業計画変更にて資材置場から露天駐車場に変更されましたが、当該地と一体的な利用となります。周辺農地への被害防除措置等につきまして、申請地は盛土規制法に抵触しないよう、琵琶湖側の道路の高さまで造成をされる予定です。このため造成高としては 10 センチ程度となる予定です。隣地は休耕地となっておりますが、転用計画については連絡済みとのことです。

転用計画実現の確実性について、現場の整地等の工事は自前ですることで、特に金銭的な問題はございません。

愛西土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいている。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

現在も資材置場として適切に利用されている事業主であり、特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、5 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 5番案件

申請地の転用目的はキャンプ場、売買による所有権の移転を伴います。

キャンプ場エリアは湖岸道路沿い、新海町のローソンの一本西側の道路沿いの琵琶湖側一体。管理事務所はローソンの隣。一帯はいずれも市街化調整区域、農業振興地域外の農地となっています。

まず、立地基準についてですが、甲種、第1から3種までのいずれにも該当しないその他農地と分類されることから、第2種農地扱いとなります。第2種農地は代替性があれば転用が許可できませんが、既存許可分の拡張であり、転用済の土地の間を埋めるものになりますので、代替性はなく、許可可能と考えられます。

一般基準につきましては、従前の許可と同様になりますので割愛します。現場の現在の状況を見ていただきたいのですが、このように工事中です。先行して整備され開業予定のエリアについてはキャンプサイトやトレーラーハウスでの宿泊エリア、駐車場など整備が進んでいます。彦根レイクサイドリゾートという名で今年の春開業予定とのことです。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

従来から何度も申請されているキャンプ場の関連案件であり特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

【事業計画変更承認申請】

続きまして、議第4号事業計画変更承認申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

事業計画変更承認申請

本件は、令和5年7月21日付で許可を受けた事業計画を変更したいという案件です。申請地の転用目的は住宅用地および資材置場です。

自己用住宅と自営の建設業に使用する重機や資材の置場として転用したいとして、都市計画法の開発許可と農地転用の同時許可を得て、現場を造成されました。ただ、隣地、南西側の工場の機械音や粉じんが想定よりも多いとして、工事をストップさせ、計画を変更されたものです。

建築物を伴う農地転用許可は建築物まで完成して農地転用許可が完了となるため、着工後許可内容を変更する場合は、今回のように事業計画変更の承認申請をしていただく必要があります。ちなみに許可後未着工で変更する場合は許可の取り直しとなります。

変更後は住宅の位置がずれるため、それに合わせて住宅の範囲を図のように大きくし、資材置場部分が少なくなります。割合が変わるだけで、当初農地転用許可を出した範囲の総計は変更ありません。

立地基準、一般基準の説明は当初許可から変わりませんので割愛させていただきます。なお同時進行で開発許可の変更申請も行われており、この変更承認についても同時変更許可という取り扱いになります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可相当とします。

【土地改良法第3条の申出】

続きまして、議第5号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出について、を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹兼係長）

この度、所有者が愛西土地改良区における土地改良事業に参加する資格を希望されるにあたり、所有者の3条資格者が必要になったことから、現在、借受人で耕作者である借受人から所有者に3条資格を移すための申出となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、辻野 久和 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 辻野 久和 委員

異議はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては承認とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんには、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

— 推進委員退室 —

— 農林水産課職員入室 —

続きまして、議第6号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り

上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課

(彦根市農用地利用集積等促進計画 (案) を読み上げ)

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画 (案) は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

— 農林水産課職員退室 —

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局 (八木 主任)

農地賃貸借の解約通知報告 議案書と別紙分併せて 今月は 19 件です。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告 今月は 15 件

農地使用変更届出報告記載に誤りがありましたので差し替えをお願いします。届出人が誤りです。今月は 1 件でした。

○ 議長 (田中 金二)

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局 (八木 主任)

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告件数は 1 件 面積は 171 m²です。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出報告件数は 9 件 面積は

1,931.69 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、続きまして、その他としまして「令和8年度農地賃借料情報提供について」を取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

―― 事務局から報告――

○ 議長（田中 金二）

それでは、資料のとおり賃借料情報を提供することとし、全員協議会にて報告ください。ありがとうございました。

これをもちまして、1月定期総会を閉会させていただきます。本日はご苦労様でした。